

様式第4号（第8条関係）

（表）

年 月 日	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>（宛先）高松市長</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">収 入 印 紙</p> </div> </div> <div style="width: 60%;"> <p style="text-align: center;">借 受 人 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">ⓐ</span></p> <p style="text-align: center;">連 帯 保 証 人 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">ⓑ</span></p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">高松市水洗便所改造資金借用書</p> <p style="text-align: center;">次のとおり水洗便所改造資金を借用しました。</p>	
借 用 金 額	金 円
利 息	無 利 息
償 還 期 間	<p style="text-align: center;">年 月 日 から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 まで</p>
償 還 方 法	<p style="text-align: center;">月間において毎月1回の均等分割払 1回につき 円を 年 月から毎月末 日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142 条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たると きは、これらの日の翌日）までに償還する。</p>
借 用 条 件	裏面記載のとおり
添 付 書 類	印鑑証明書 各1通
※ 審 査 事 項	<p>申 込 み 年 月 日</p> <p>決 定 通 知 年 月 日</p> <p>支 出 年 月 日</p>

（注） ※印欄は記入しないでください。

借用条件

- 1 借り受けた水洗便所改造資金（以下「資金」という。）は、水洗便所の改造に充て、その目的以外に使用しないこと。
- 2 借り受けた資金を所定の方法により毎月末日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日。以下「指定期日」という。）までに確実に償還すること。  
この指定期日までに償還しない場合は、指定期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、指定期日を経過した償還金額につき、年7.3パーセントの割合で延滞金を支払うこと。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出ること。
  - (1) 借受人又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
  - (2) 借受人又は連帯保証人が、仮差押え、仮処分、強制執行、破産手続開始の決定又は競売の申立てを受けたとき。
  - (3) 改造した水洗便所の属する家屋を、その所有者に返還し、又は他人に譲渡しようとするとき。
- 4 市長が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合が必要であると認めるときは、借り受けた資金の未償還額を直ちに償還すること。
  - (1) 条例及びこの規則に定める事項に違反したとき。
  - (2) 不正な行為により貸付けを受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。
  - (3) 資金を当該工事以外の用途に使用したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が貸付けの目的を達成することができないと認めるとき。
- 5 第3項第3号の規定に該当する借受人は、未償還額を一時に納入すること。
- 6 連帯保証人は、借受人と連帯して借用書に記載された事項を履行し、借受人が月賦償還の義務を怠ったときは、連帯保証人が償還すること。
- 7 前各項のほか、高松市水洗便所改造資金貸付条例の規定を遵守すること。